

御供方定

御留守居

阿部家文書第26

(解題) 阿部家文書には家職の性格上、多くの御供定に類する文書が残されているが、その中でも本件は江戸藩邸における責任者とも言うべき「御留守居」名が付されており、書体も厳格で基本規定と看做すことが出来るのでここに収録した。成立期は御三卿のうち清水家の記載がない処より、清水家当主が不在となつた寛政十(1799)年から文化二(1805)年の間、即ち保光末期と推定される(安永八(1799)年や天明元(1781)年の例示、文化六(1809)年改訂等もあるが、これらも保光期である)。

この御供方定は御供の役職名・行列規模等は藩により若干異なるもの、概ね譜代各藩共通の部分が多いと思われる所以、登城・参詣行列のあり方などを研究する一助になりうると思ふ。

御供方定

御留守居

(注) 本文書は江戸における総監督とも言うべき留守居役が、同じく供行列の現場監督とも

言うべき御供頭（御簾役・相之間頭）に示した職務規定・細則である。

作成時期は、22で御三卿に清水家が記されていないので、当主不在期（寛政十年から文化二年）の成立と考えれば保光期が該当する。また33安永八年や28はじめ多くの天明記事があり、24「文化六（1809）年改書」とあるところからも、それ以前に原文が作成されたことが確認でき、保光期推定を裏付けるものとなっている。

さらに25で支藩である黒川藩主を民部少輔、3日市藩主を彰太郎と記していることから、3日市藩主柳澤泰孝が没した安政三（1856）年以降、即ち嘉永元（1848）年保興没以降までの反映が推察できるだろう。なお「御留守居」は「御留主居」と記されることがあるが、原義からは「守」が正しい。またこの「留」は異体字で書かれており、他の「留」とは異なっているので注意を要する。

御供方定

御供頭

御簾役

相之間頭

右御駕籠廻、重相勤候事_ニ候間、万端心掛、御親類様方_井御同席様、其外御心易御方様・御旗本衆_ニ至候迄、御時宜合有之分、又_者先様_ニ

寄、御時宜被成候御方様、且又陪臣_井御番所_ニ而下座有之候節、見損不申候様相心得、御駕籠_ニ而御存不被遊御様子_ニ候者、其段申

上、御時宜合御時宜受、御失禮不相成様_ニ心掛可申候、都_而御時宜合御時宜受見損候者、

御前御失禮之評儀_ニ相成候間、其段ヲ存可申候事

但、辻番又_者御門々之内、下座有之候節、御駕籠脇少し披、其者_江はき

と相聞候様、可及會釈候

御留守居

(注) 郡山藩では両役による御供頭制を探つており、彼らは概ね「松之間詰（各頭支配）」クラスであるが一部は「御書院詰（家老支配）」であり、勘定奉行クラスの中位藩士である。御供行列の監督であるとともに、行列途中における他藩主・旗本・門番等への通常儀礼を取り仕切っていた。なお「御時宜」は「御辞儀（_ニ挨拶）」のことであろう。

一 御供_ベ之方_ニ、御供目付被差出置候間、御同勢差引可致候、其一段兼_而相心得可罷在候、御供目付差引不行届儀者、右両役_ヲ可申談候、尤萬端申談候儀者、御徒目付_江可申談候

(注) 行列には御供目付・御徒目付・小人目付という大目附傘下の監査業務担当が付従して

いた。これらは支配系統が異なるものの、状況によつては御供頭の指示を受けた。

御供方定

御供頭

一 御途中_ニ而、御供廻り之内、喧嘩口論_或者行合かさつ成義有之節者_ニ兩役之者申合、事立不申様取斗、変事之輕重_ニ寄、老人

其所_ニ相残候歟、又_者御徒目付など残し置候歟、成丈ヶ穩便_ニ可取斗候、愈不相濟儀有之候ハ、其段御留守居共_江可申越候

(注) 御供連れには口入屋からの渡り者が多く、喧嘩口論が絶えなかつたが、それを穩便に

処理することは御供頭の重要な任務であった。「愈」の部分は「然」かも知れない。

一 都而御勤先変事之儀者、表立候事二候間、御留守居共、早々承り

心得ニ可成_与存じ候筋者、早速御留守居共江可申談候、御留守居共

江談不都合之筋者、両役江申談候様、兼而御留守居共江申渡置候間、

其段相心得、尚又不審成儀者、御留守居江承合可申事

(注) 変事(行列に関するトラブル)が生じたときは公儀・他藩との関りがあるので、留守居への報告・連絡・相談は欠かせなかつた。

(注) 変事(行列に関するトラブル)が生じたときは公儀・他藩との関りがあるので、留守居への報告・連絡・相談は欠かせなかつた。

一 御途中、御時宜合御會釈_井御觸書等之儀者、御留守居共_ら申談候
一 筈_二候間、

承之取調、兼而相弁候様可致候

一 御途中、御時宜合御會釈_井御觸書等之儀者、御留守居共_ら申談候
一 筈_二候間、

承之取調、兼而相弁候様可致候

(注) 行列途中の他藩主等への挨拶基準や公儀觸等は留守居が伝達するが、十分問合せて了解すべきことが求められている。

一 御供目付_{江者}、兼而被仰付置候筋茂有之間、何レも其段相心得、支配之面々江茂可申談置候

一 御草履役・小人目付・其外御供ニ罷出候軽キ者ニ至迄、御供ニ罷出候内者、支配同様ニ相心得、掛引可致差圖候

(注) これらの者は分限帳下(席外)身分で、本来は中間頭などの支配下であるが、行列参加中は御供頭の支配下に置かれた。

一 御門番之御方様ニ而、下座有之候者、何方様何レ之御門ニ而、下座有之候段、御留守居共江可申達候、左候得者御先方江御断差出候

儀候間、可相心得候事

但、御門内下座・辻番下座等心掛、是又御留守居共江可申達候

(注) 城門や辻番は他藩・旗本が担当するが、通行時に下座等の挨拶があつた場合は、後日留主居から(或いは以後気遣いなきよう等の辞退)を述べるので、何處で誰が下座かを確かめておくことが求められた。但書きは下部の者の下座礼に関する一通りの報告。

一 御先相之間並立候儀、餘り間荒ニ無之様、可申談候、然共込合相立候ニ而も無之、ゆつたりと相見候様ニ見斗

一 可申談候、込合之場所ニ而者、隨分間之無之様いたし、場所々見繕、掛引相之間頭可申談候

(注) 行列が間荒(まばら)にならぬよう、かつ窮屈すぎないよう、適度に整列することが求められたが、下馬所等ではどうしても諸行列が込合うので、相之間頭は状況に応じ、より的確に指示することが求められた(御簾役は通常入門するので不在になる)。

一 御先込合之節、又者異変有之節者、其場所江進ミ、隨分かさつニ無之様可取斗候、若不案内之者有之、御先之内ヲ割通候共、かさつニ突出し不申、穩便ニ可取斗候、相通し不答節者、其便相通し可申候、畢竟御先相之間、込合候場所ニ而も見斗なく、間荒ニ相立候故、御供之内割通り候儀も有之候間、込合之場所ニ而者隨分狭く相立、割通り候程之間無之様、並立可申候、然レとも込合之場所ニ而者、不斗御先之内江割込候儀も、可有之候間、左候時者隨分事おと

なしく不目立様、取斗可申事專一ニ候間、兼々其段取調可置候、

(注) 割り込みなどのトラブルが生じた際には、極力穩便に取計らいトラブルを避けることが求められている。なお「異」は異体字なので注意。また「不答節」は意味的には「不応節」で、当方の負担・害にならないの意味（猛暑でもこたえず頑張った等の用例）。

「こたえる」には答・応・堪の当字が混用されるので要注意。

御登城之節、相之間頭下馬_ニ相残り、萬端心付候義_ニ候得共、御

勤先_ニ而者相之間頭御門内_江入候事故、外御供廻り之儀_者、御供目

付・御徒目付・相之間組頭など、残居候付、別_ニ心附可申候

御登城_并御勤且両山

御參詣之節、御帰注進之儀、程克可申談候、且又御親類様方_并

御下屋敷其外寺々等_江、御入被成候節、案内之義程克是又見斗

可申付候

但、御上屋敷・御下屋敷前御通り之節、案内いたし可然節_者、是又見斗

可申談候

(注) 登城の場合は供頭両役のうち、相之間頭は大手門外に残るが、訪問先により両役共に門内に入り供頭が不在となるので、その場合は目付や相之間組頭が責任を持って対処することを定めたもの。また両山參詣等先触れ等の諸連絡につき気配りを求めている。

8

一 御出之節、御持鎗受取候儀、以來_者両役之内_ニ而受取可申候、先年御先道具之節_者、相之間頭・御徒頭等受取候事_ニ候得共、當時者御跡御持鎗有之候得_者、右両役預り之事_ニ候間、右之通_ニ候、當時外御持挾箱・御駕籠等_ニ至迄、両役之預り候間、御供先_ニ而別_ニ心附可申候、兎角御供先異変之節_者、

(注) 鐗等諸道具の受渡・管理責任について述べたもので、責任者が明確化されている。

誰_与申事無之内、御供頭・御徒目付、別_ニ取斗事穩便に相済し候義、専一_ニ候間、私之我意を相立不申、御為_ニ相成候様、諸役丸ク可申合候、都_ニ御供先キ御勤向等之儀_者、御留守居共_江承合、差掛候儀無之様、兼_ニ取調置可申候、万端承糺御為相成候様可心掛候、急火の節

御供立心得等之儀_者、大目付_ニ申談可承糺候、都_ニ御行列之内、其外猥ヶ間敷義も候得_者、御供目付申出候筈_ニ候間、其段相心得支配々_江兼_ニ可申談置候

(注) トラブル処理については私情を捨て、御家大事を心得ることや、御供目付の心得などを述べたもの。

一 御陸尺御手廻り之者、先年中間頭支配_ニ相成候付、文政十三寅年申渡置候處、尚亦此度中間頭_江申渡候趣左之通

一 御途中、御陸尺御手廻り之者、かさつ成義無之様可申付候、勿論風俗目立候儀_者、是又御停止之事_ニ候間、御觸達御留守

居_江承合置、平生可申付候

(注) 六尺や手廻りは全て中間頭支配としたが、その趣旨を理解し行儀風俗に十分監督することが求められている（但、行列中の支配は御供頭が代行）。

一 御陸尺御手廻り、風俗髮之風取繕之儀、御好無之間不目立

様、兼而

可申付候、不宜者有之候者、伺之上引替可申事

(注) 六尺（駕籠昇き）等は原則口入屋派遣であったが、特に公儀の嫌う傾奇風俗を誇る風潮があつたので、目に余る場合は交代させるべきこととした。

一 外櫻田	日比谷	数寄屋橋
鍛治橋	呉服橋	常盤橋
神田橋	一ツ橋	田安
半蔵		

(注) 江戸三十六見附については諸説あるが、これは「内曲輪門」と呼ばれる江戸城の内構えである。ただ通常「一ツ橋」と「田安」の間に「雉子橋」「清水」が挙げられる。

右御門内者、御先箱手代之者、御道具之跡_ニ相立可申候、右御門々之外ハ、御先箱之跡_江手代り之者、相立可申候、尤かさつ_ニ無之、不目立様可申付候、右之通御駕籠御手廻之者其外とも、弥風俗不目立様可申付候、渡り者之事_ニ候得者、平日之申付方取扱方_ニ而、格段_ニ風俗相直り候筋_茂可有之候間兔角

かさつ成義無之様、申付方も可有之候、都_而御行列之内、其外猥_ニ間鋪義も候得_考、御供目付申出候筈_ニ候間、其段相心得、兼_而可申付置候右之通兼_而申渡置候間、其段相心得罷在、不宜者有之候者早々其筋_江可申達候

右之通被仰出候

但、御先箱手代り之者立場之儀、先前_者本文之通有之候得共、當時

者御道具之跡_江相立可申事

(注) 行列（挟箱と代替要員）に関する内曲輪内外の形式変更に関する問題であるが、本文書が定められた時（先前）と、但書が付記された時（当時＝現在）とで変更されている

事が分かる。この変更時期が別資料等で確認できれば、本文書及び付記の凡の時期が推定できるが不詳。

御供帰之節残人

御刀番武人

御草履役武人

御廄

御徒目付老人

御挟箱持

三番

内小頭老人

御用挟箱持人老人

四番

四人

(注) 江戸三十六見附については諸説あるが、これは「内曲輪門」と呼ばれる江戸城の内構えである。ただ通常「一ツ橋」と「田安」の間に「雉子橋」「清水」が挙げられる。

御道具持武人	押小人目付武人
御用人ト老人	御刀番若黨武人
御刀番挟箱持武人	同草り取武人
御徒目付草り取老人	惣下座敷持老人
上べ三人	下べ廿七人

右之番所向御堀端東角石垣限り、御下乗被遊事

(注) 「桔梗門」は「内桜田門」のこと、通常の登城口は大手門か桔梗門を経て、下乗(三之)門から入城した。それに際して御供がどのように対応すべきかという問題。

郡山藩は外桜田門外(幸橋)に上屋敷があり、おそらく桔梗門からの入城が通例だったと思われる(地図確認のこと)。

13

一 西丸御登 城之節、角之番所過候^而御下乗被遊候事、尤込合候
節者、両丸共^ニ見斗之事

寛延午年、被 仰出候西丸下乗場所、腰掛角^ル七本目之柱^ヲ限り、下乗
相成ル

(注) 寛延三(1750)午年は信鴻期に当たる。

15

一 玄猪御謡初之節^者、御提灯壺張、御留守居^ル中之口番^江遣置申候
壺張者御跡^ニ付、御玄関^江遣置申候、追^而御小人目付罷出、御提灯
入候様可申聞候間、下馬迄同道いたし、御挑灯式張持人式人、
外^ニ持人壺人棒

斗為持、押壺人御用入ト壺人入可申候、右持人壺人棒斗為持、
御小人目付同道^ニ而、御玄関前迄遣可申候、其外御駕籠近所^ニ差
置、崩レヲ見掛け、御用入ト相返し可申候

一 一統^ニ御提灯附候節、右式張共附、御駕籠之前^ニ差置可申候、御
退出之節込合候間、隨分心掛可申候

一 御登 城之節、下馬少シ手前^ニ而、御簾^ヲ下ヶ可申候、御對客之

節^茂、右之心得^ニ而見斗相勤可申候、御簾鉄物挾置申候、御對客
之節込合候^者、御門内迄被為召候事見斗

6

一 御本丸^ヲ西丸^{江者}、下馬^ヲ下乗迄之御供建^ニ而、御登城被遊候事
御道具御先江建、相之間頭・御駕籠脇・御供目付、御先相之間
跡御同勢引纏、御道具^茂有之候間、下座有之候御方様^{江者}、御失
禮無之様申合、下座可仕候事

14

(注) 藩主が西丸へ登城或いは本丸から西丸へ移動して退出する場合、行列は先廻りをして移動する必要があり、その際の他家行列との行合注意事項、

「振廻」は振舞と同義であるが、この部分の具体的意味は不詳

16

一 大手御番所御勤中、大御番所江御詰被遊候節、上之方横手砂利
上二而、御下乗被遊候

(注) 大手門の番所勤は原則十万石以上の譜代大名が担当したが、登城経路は左の通りであり大名はこの「大番所」に詰め、下乗は中之門を抜け大番所上手で下乗したことになる。

大手門一三ノ門一百人番所横一中之門一大番所横一中雀門一玄關

一 御當番中、御登 城之節、下乗腰掛足輕番所後口通罷越、下座
見江申付薄縁為敷候事

(注) 足輕番所は所謂「同心番所」で、三之門枠形内にあつた。当番中の登城ルールか。

一 御番中

御成之節 御目見御場所江、老番拂ら御出被遊候、尤御歩行二而
御供左之通

御留守居老人・御刀番式人・御簾役式人・御駕籠脇老人・御
草履役老人

右之通二而、百人出張番所前江御出被遊候、御輿上之御注進二而
御供不残御番所勝手江欠入候事

(注) 当番中に將軍が通行した場合、百人番所前で供と共に控えたものか。後段は不詳

一 御途中二而、不淨之者参り掛り候節

17

御駕籠サシ上申候間、品三寄御簾下候事見斗

一 下馬下乗迄、御供連左之通

御留守居老人 御刀番三人

御簾役式人 御駕籠脇老人

御草り役老人 御挾箱持式人

御簾之者四人 御傘持雨天之節老人

御供外 押小人目付老人

御介添老人、御前髪被為取候迄

一 殿様
御乗出之節、御側詰兩人ハ、下馬二相残、尤相之間頭之次二下座

附ル

一 下乗ら御玄関前迄、左之通

御留守居老人 御刀番三人

御介添老人 御草り役老人

御挾箱持老人 中之御門二相残

雨天之節、御傘持老人、御供外押小人目付老人

一 大手御番中

御成之節、御詰被遊候其節、御供帰残人左之通

御刀番式人 御簾役式人

御駕籠脇老人 御草履役老人

御長柄持老人 押 老人

御道具持式人 御用人ト老人

草履取五人

挟箱五ツ残持人帰ル

櫻田御門 通御之節者、御駕籠脇老人・草履取老人増ス

右大手御番所勝手江相残り、其外不残帰、尤殘人支度兩度

御番所二而仕出申候

一 御出之節、御用口御簾役老人

19

御留守居る御勤書受取、同役相之間頭江申談、其上御徒目付江相

渡、御道筋等之儀茂申談候事

一 御道具類一駄、両役之預り候間、萬端心付御出之節も、詰合御

目付江御道具相渡候段、両役之内可申談候事

一 御先相之間相揃候段、相之間組頭江申談、下々相揃候段、御徒目付江申聞候ハヽ、罷出居候御目付江相揃候段、可申達候

(注)「相之間頭」は御簾役と共に御供頭となる御目見身分の武士であり、「相之間組頭」は

基本的に徒士身分であるところの「御先相之間」の一員として組統率に当たる者である。

一 何方様二而も、御先箱御門地幅際江附候儀、可為前々之通候事

一 上野御参詣之節、吉祥閣土手際限り、御道具・御率馬其外残り可申候、御先相之間・御駕籠脇不残御供 御靈屋矢來外二下座附候事

但、雨天之節御傘持入可申候、且又御成跡二而も、右之通有之候、若相

尋候ハヽ、前々江此所附來候旨可申候、尤御徒目付相残り候間、心

附可申候

一 上野御帰之節、下谷邊御廻り之節、車坂下御道具建候事

(注)「道具建」は「行列建」と同義で、御鎧等を整え威儀を正すこと。

21

一 染井邊御廻之節、谷中御門より御道具建候事

式日谷中・清水門共門内迄ト有

一 御宮御参詣之節、忌服有之面々、矢來外二相残可申候

一 増上寺御佛參之節、裏門際矢來内二而、御道具等建可申候、萬申遣候事

一 増上寺御佛參之節、裏門際矢來内二而、御道具等建可申候、萬申遣候事

一 御成跡二而茂同断

(注)増上寺裏門は江戸城に近く、將軍参詣に用いられたので「御成門」と呼ばれた。

之上、可申達候次第二寄、御刀番江も為知候儀、諸事見斗之事

20

一 御供先異変有之候節、御徒目付申立候趣、御年寄衆江可申達候尤同役相之間頭・御供目付江も内談

一 赤羽根邊御廻勤之節、赤羽御門外る御道具建可申事

但、平日門^{ヘリ}有之候間、御徒目付先江罷越、申談候得者明ヶ申候

(注) 赤羽門は赤羽橋にいたる増上寺の西門で通常は閉門されていたのか。

一 御對客之節、御提燈四張御門內江入候得共、込合之節者式張入可申、外々様江御出之節見斗、四張共

2

御門内江入可申候、御親類様方江御出之節、是非共四張入可申候
御用入卜相帰候儀、御登城者両丸共御三家様御下を見掛け、
相返可申候、其外共程能見斗、相返可申候、御屋敷前方御
帰注進者相返可申候

一日門樣

御嫡子	田安	一ツ橋
御三家	由安	様
様	由安	様
御立御控、御先様御駕籠二三間	御駕籠居、御長刀	式御先拂 <small>二而</small> 御控被成、御先箱 <small>二五</small>
程相成、御下被成御座候様	御下乗被遊	

(注) 日門様は日光輪王寺宮(寛永寺貫主)。ここに清水家が記されていないので、当主不在期(寛政十年から文化二年)の成立と考えれば、本文書成立は保光期が該当する。

右之通御方様御通り之節、成丈ヶ御途中御除被遊候様、取斗可申候、若無據御待合被遊候節者、御下乗被遊候而御供廻者、二三間程前江御進ミ

被遊、御先之御駕籠一三間相成候、御下御座被成、先様御

下乘之御様子、御座候得者、間近く御出被遊、御會釈可被遊候

御下乘之御様子無之、御上輿御會釂有之候得者、御下被為人、
御足ニ御手を被為置、御時宜可被遊候間、其節者御供之面々
御前之御後ニ三間置、手を突可罷在候、御立被遊候節、誰様ト相尋候者、御供頭之内罷出、可致挨拶候事

（注）「御供が御前の後三間置」の部分は他の文書では「三三尺」とあり、道筋での行き会いを考えると、然程のスペースは有り得ず、他文書の方が正しいと思われる。なお先方よりの誰何に対し、軽輩の御供頭が応対するのは、先方に合わせたものだろう。

勅使之公家衆^二、御途中^{二而}御出合之節^者、成丈ヶ御除被遊候様取斗可申候、無御據御出合之節者、御二家様之通、御時宜合可被遊候、尤御下乗被遊候八[、]、御刀番・御供頭・御駕籠脇之面々不殘御側^二附添候^而、御大家之

御様子ニ、先方江はきと相分候様可申合候、尤御持鑓御後の方ニ三
建、行儀能相見候様可取斗候
自分参向之公家衆江者、不及御時宜、御途中御片寄、御通行被遊
候様可申合候、公家衆参向之節者、御名前御留守居ら、申談候
筈ニ而、両役共右之趣相心得候様、被 仰渡候

(注) 主だつた御供衆の振舞が、少し異なつてゐる点に要注目。

文化六年相改候書付

例年参向之公家衆、御途中おみて御出合之節、可成丈ケ者御除
被成候様、可相心得候、自然無御據御出會被遊候ハヽ、撰家・
親王・御門跡方者、御乗輿之候御駕籠片寄、御控被遊御見斗御

9

通行可被遊候、傳奏衆其外自分參向之公家衆^者、御控被遊

候^ニ不及、片寄不相障様、御通行被遊候様可申合候、右是迄御會^积向^者不相用、以來^者右之通御供方之面々、相心得可申候、右之通被 仰出候

(注) 文化六（1809）年（保光末期）に上級公家等（摄家・親王・門跡）等の取扱いが変更され、従来は公家全般に区別なく片寄通行であったが、片寄せの上で控える（通行停止）することになった。なお（武家）傳奏は大納言クラスが任命され、御所方を代表して幕府との折衝に当たった。傳奏屋敷は和田倉門外辰ノ口にあり、通常は行会うことはなかったと思われる。

- 一 御老中様方^江御行合之節^者、御先静^ニ申合、御時宜可被遊候、其節者自然^ニ御駕籠止り候程^ニ而、御會^积可被遊候間、御先箱之者^江も、右之心得^ニ而御供仕候様、可申談候
- 一 京都御所司代 右同断
- 一 御側御用人様^江者、御時宜合被遊候
- 一 若御年寄様 右同断
- 一 大坂御城代 右同断
- 一 民部少輔様・彰太郎様^江、御途中御行合之節、御両家様共^ニ御下乗

被遊候間
此方様御駕籠居、御駕籠之内^ニ而御挨拶被遊候、夫共間遠^ニ有之候者、無御構御通被成候様、御駕籠脇之内、為御使可被遣事、御用口見斗

(注) 両分家当主と行合の場合の規定であるが、かなり格差をもつて対応したことが分かる。

大名分家にも様々なケースがあり、仙台藩と宇和島藩等は立藩の経緯もあって、かなりの対抗意識があつたようである。なお三日市藩主が彰太郎があるので、この部分は父泰孝没（安政三年）後の保光期における追記である。

-
- 一 御間柄御女儀様御行合之節、御時宜合無之候得共、御先方御様子^ニ寄、無御構御通被成候様、御簾役^ヲ御使申談、御駕籠脇^ヲ御使可被遣候、是又見斗之事
 - 一 見附諸御門番頭・面番等下座之節、御駕籠之戸開キ可申候、足輕下座御簾役受可申候
 - 一 駕籠・騎馬之陪臣無供者^ニ而も、御直勤之面々、是又諸士分^江者御駕籠之戸明ケ可申候、役者諸御用達町人^江者御簾役受可申候
 - 一 御分家方、御門番被成御勤候節、御時宜受不及
 - 一 御時宜合有之候御方様、込合之場所且、見損御時宜合無之節^者、御駕籠脇之内^ニ而御使可被遣候、御簾役取斗之事
 - 一 御道筋立番有之、鑓為持候者其外徒士^ヲ、是^者御駕籠之戸明ケ可申候
 - 一 御旗本様方通掛、御時宜合有之分、又^者馬上^ニ而被成御控候御方

様、有之候共

此方様御下乗無之、先様^{二而}下馬下乗被成候ハ、

此方様御下乗可被遊候、御簾役

28

心附之事

一 重キ御装束之節、御途中^{二而}上輿之御方様、御行合被成候ハ、御時宜合有之御方様^{二而}も、其節御會釈無之事

(注)「重き装束」の実態は不明だが、役目により衣冠束帶で、身動困難な場合どうか。

一 御参勤之節、御道具此方ろ参不申、御駕籠御挟箱五ツ・御傘・

御率馬其外合羽籠迄、此方ろ参り申候、先年御傘不参、其後思召^{二而}御傘参候事^{二有}之

一 年始着服、元日ろ七日迄熨斗目麻上下、相之間服紗麻上下、八日ろ常服之事

一 天明七年十月十七日、去ル五月中ろ御病氣被為入、追々御快方

二而、御歩行御願被遊、駒込御屋敷^江被為入候、尤

御上下被為召、御刀番羽織・袴^{二而}有之、御途中外々様御行合御會釈^茂被遊候、御番所下座等、平日之通御座候

29

(注) 天明七（1787）年、保光三十五歳（五月に天明の打壊し、前年四月に所勞により城内での杖使用を願出る）。

一 両御末家様^江御出之節、御先箱相之間不残、御門内^江入可申候

御跡御同勢も成丈ケ可入候、御駕籠^者敷出^江横附、御途中ろ急被為入候節、御先番無之候間、御簾役壺人御先^江罷^越、下座敷^江罷出、御羽根等相勤候事

(注)「御羽根勤」という言葉は、「28安五御供方勤仕帳38」に「ヲハ子可致」で使用され、意味不詳であるが機転を利かせた勤めの類か。

一 寒松院 一 月界院

右横附相之間御先箱、門^{二而}下座附候事

所々御下乗覚

(注) 寒松院は寛永寺、月界院は増上寺の定宿。

一 民部少輔様 一 彰太郎様

右同断委敷^者前^二出ス

30

一 光林寺 一 龍興寺 一 淨心寺

右中門^{二而}御下乗被遊候、月桂寺^者中門ろ二間程前

(注) 正覚山月桂寺は吉保実父柳澤安忠以下柳澤家菩提寺 市ヶ谷（新宿区）

慈眼山光林寺は吉里正室酒井雅樂頭娘頼子 広尾（港区）

法華山淨心寺は吉保実母了本院・信鴻正室伊達遠江守娘幾子等、深川（江東区）

淨心寺は日蓮宗、他の三寺は禪宗

一 龍華庵

右中門二三間手前

但、嘉永元申年正月廿三日、前之通被 仰出之

一 駒込龍華庵

御參詣之節、是迄龍華庵玄関脇_{二面}、御下乗被遊候處、當時_者御玄関之向も替り候事故、以來御駕籠横付_{二面}相成候事、御道具・御先相之間等、是迄堀番御長屋横、石橋際_{二面}落候處、以來御道具者龍華庵物門外迄為御持、御先箱・御先相之間_者中門

31

前_{二面}落候事

右之通被 仰出之

申正月

(注)「龍華庵」は下屋敷内「六義園」に設けられた御靈屋である。「申正月」は嘉永元

(1848) 戊申年正月を意味し、前条但書の詳細であろう。

一 湯嶋天神 文京区湯島

右石坂外_{二面}御下乗被遊候、御道具・御馬者鳥居外_{二面}残ル

一 芝神明 千代田区赤坂

江戸における伊勢信仰の拠点
右石壇二三間程前御下乗、御道具鳥居際迄

一 山王 日枝神社

右仁王門外_{二面}御下乗、仁王門脇_{二面}被為 入候節_者、坂上_{二面}御下乗被遊候、御道具石橋際_{二面}相残ル

一 浅草觀音 台東区浅草

右堂前二三間手前_{二面}御下乗、御道具共

(注)このように浅草（あさくさ）觀音と称するのが普通で、浅草寺（せんそうじ）と呼ばれることはまずなかった。

32

一 魚籃觀音 港区三田 魚籃寺

右玄関前_{二面}御下乗、御道具共

一 金杉毘沙門 港区三田 正伝寺

右堂前御下乗、場所狭_{二面}付、御道具門前_{二面}残ル

一 松平右京亮様

右裏御門_{二面}被為入候節、御内玄関二三間前_{二面}御下乗

(注)高崎八万二千石藩主松平右京亮輝声、万延元年十二歳で家督相続、文久二年右京亮叙任だが、ここでは保光正室の永子の父（保光舅）、松平右京太夫輝高のことを指すか。

一 真田信濃守様 伊達遠江守様

右御門地幅内_{二面}御下乗

(注)この二家は信鴻の繼室（松代藩真田・保光生母）及び正室（宇和島藩伊達）の実家。真田信濃守は松平定信の子幸貫（文政六年藩主就任）であれば保泰期に当たるが不詳。

一 柳生對馬守様

右御門地幅内ニ而御下乗

天明元丑年

一 台徳院様、百五十回御忌、於増上寺御法事ニ付、御預参被仰
出候

33

御供揃夜八時、月界院御老中様御宿坊相成候付、裏門江被為入候、宿坊江御出六時過本堂江御集被遊候、御供山門石段之際ニ待居、夫江入角之御靈屋被為入、御供茅野天神前江廻り居、天神脇迄番所御門江御退散被遊候

(注) 台徳院は二代將軍秀忠、寛永九（1632）年一月二十四日没、百五十回忌は天明元（1781）丑年で保光期に当たる。月界院・裏門（御成門）・本堂・山門・茅野天神等の配置は絵圖（上部が北で、増上寺は東向きに建てられている）参照。

(「年」脱力)

一 安永八 九月四日、以来御先箱何も建箱ニ為持候様、被仰出候
惣御同勢覚

御刀番 武人 御簾役 武人

相之間頭 老人 御駕籠脇 五人

御供目付 壱人 御徒目付 壱人

相之間 七人 押之者 六人

御草履役 四人 供若黨 八人

御駕籠之者 九人 内老人御用入ト

内小頭 壱人

御廄之者 五人

御手廻り之者拾參人
亥猪江一月晦日迄、御用挾箱老人増

34

内小頭 壱人
供草り取 拾武人 同挾箱持 九人
合羽籠持 武拾人、外ニ部屋頭壹人
諸士 拾九人
下部 八拾六人
メ 百五人

(注) 安永八（1779）己亥年、同じく保光期であるが詳細不明。なお相之間以上が諸士。

また「御用入ト」はしばしば記されているが、若黨のうち一人ということであり「ごようびと」と読み、雑用の使い走りか。

御登 城之節

御刀番老人・若黨武人・草り取老人・御多葉粉盆持中間老人

才領老人

メ七人増

一 両殿様、御日傘五月五日江九月八日迄、為御持被成候、尤御草
り役持之

(注) 両殿様は、殿（藩主）と若殿（嗣子）であるが、この場合は保光と保泰（或いは保民）と思われる。なお保民は寛政七年御目見のうえ「從五位下造酒正」に任せられているが同十二年四月に二十一歳で急逝し、急遽保泰を嗣子としたもの。

一 天明四辰年、御留守居江手紙廻状、立場御定左之通

御跡箱 御先箱手代 御跡箱手代
押

35

△ 御傘箱 御道具手代 御傘箱手代 御率馬
押

御跡箱

御先箱手代

御跡箱手代

押

(注) 天明四(1784)甲辰年、同じく保光期であるが、これは行列の配列指示か。

(完)